

# 藤原定家と「歎逝賦」

—漢詩句受容の一側面—

藤 川 功 和

序

(資料1)『方丈記』冒頭部(本文は岩波書店「新大系」)

ユク河ノナガレハ、絶エズシテ、シカモモトノ水ニアラズ。

澱ニ浮カブウタカタハ、カツ消エカツ結ビテ、ヒサシク留マリ

タルタメシナシ。世中ニアル人ト栖ト、又カクノゴトシ。

著名な『方丈記』冒頭部である。この箇所について、『方丈記』の成立した建暦二年(一一二二)からさほど降らない、建長四年(一一五二)に著述された『十訓抄』は、(資料2)傍線2の如く、『文選』所収陸機作「歎逝賦」の影響を見てとる。

(資料2)『十訓抄』下・九ノ七(本文は小学館「新全集」)

近ごろ、鴨社の氏人に菊大夫長明といふものありけり。和歌、

管絃の道に、人に知られたりけり。(中略)

この人、のちには大原に住みけり。方丈記とて、仮名にて書き置けるものを見れば、はじめの詞に、行く水の流れば絶えず

して、しかもこの水にあらざとあるこそ、世間人而為世人  
再々行暮 河関水而為河 水滔々日度 といふ文を書けるよ、  
とおぼえて、いとあはれなれ。

この『十訓抄』の指摘は、後世の『方丈記』の古注釈にも少なからず影響を与えた。<sup>2</sup> 嘗て、細野哲雄氏は、『十訓抄』の著者は、出典という程度で「歎逝賦」を指摘しているにすぎず、無常のどちらの特色にまでふみこんで論及していないとした上で、「従来、単に出典といった程度に軽く取り扱われていた両者(『方丈記』と「歎逝賦」・稿者注)の関係が、実はもつと緊密なものである」と指摘し、両者の作品構造を読み解きつつ、その「似通」いを論じられた。<sup>3</sup>

一方、『宝物集』巻第二所収の説話では、「丈十六丈なる石」を軽々と持ち上げる「神通」を備えた積草といえども、「なを、死をまぬかれ給はず」と叙述され、「されば文撰と申文には」「水滔々日度人再々行暮 何世弗絶新 世何人能故」「誠に水ながれてかへる事なし。死ぬる人かへることなし」と、「歎逝賦」の詩句を援用しつつ、世の無常を読者に説いているのである。<sup>3</sup>

このように、中世初期の諸文学作品において、「歎逝賦」は、作品の構想や叙述に少なからず影響を与えている。本稿では、定家の「歎逝賦」引用例を摘出し、先にみた中世初期の他文献における事例との比較検討を行いつつ、定家の漢籍受容の一側面を記述したい。

「歎逝賦」受容の具体例を検討する前に、定家の『文選』受容について先学に拠りつつ、概観しておこう。

『明月記』の内、早くは治承四年（一一八〇）十一月七日条に、源頼朝追討に失敗し、東国から敗走し入京した平維盛軍の様子が「客主之兒、已不相若、況亦疲足之兵、難当新騎之馬云々」と、『文選』所収李陵の「答蘇武書」の一節に拠りつつ活写されている。

また建保元年（一一二二）四月二十九日条には、後鳥羽院の沙汰により高陽院へ行幸した順徳天皇とは対照的に、「惣無后宮行啓之儀」と、中宮行啓に関して何の沙汰もなかつた件がみえる。そして、この件に関連して、「形勢大略不異長門賦」と、『文選』所収の漢詩を踏まえた筆者定家の述懐がみえるのである。「長門賦」は、その序によると、漢の孝武帝の寵愛を失つて長門宮に退去させられた陳皇后が、ひたすら帝の寵愛を待ち望む自身の愁いを司馬相如に代弁させたものである。

時の中宮立子が、定家の主家藤原良経女ということもあり、後日行啓先の中御門殿を訪れた定家は、日記に「宮中無人、庭草如不掃、催懐旧之涙」（同五月五日条）と記す等、中宮に同情的である。帝の寵愛がなくなつてしまつた女性のわびしさという詩情を契機として、「無后宮行啓之儀」き立子への同情を「長門賦」に事寄せて記述したものである。

ちなみに、我が国においては、早く『懐風藻』や『文華秀麗集』に、「長門賦」をモチーフにした漢詩が確認される。また、『和漢朗

詠集』にも、「更闌夜静 長門閉而不开 月冷風秋 团扇查而共絶」（卷下・恋・七七八）とみえ、さらに、『新撰朗詠集』には、「陶君門旧秋霜鎖、陳后闌疎曉雪深」（上・月・三三五）、「乍臨团扇悲莫悲 兮班婕妤、稍過長門愁莫愁於陳皇后」（下・恋・一〇二）とあつて、「長門賦」乃至は陳皇后の逸話は、早くから人口に膾炙していたものと思われる。

さて、以後も、『明月記』には、「今日定修令受文選兩都賦風秋与雪賦」（寛喜元年十二月四日条）、「定修來、誦文選西京賦月賦服鳥等」（同十二月二十三日条）等、定家が息定修に自ら『文選』を講義する記述や、「南隣竹中鶴高飛鳴十余声、（卯刻）忌避無其術、詠鷓鴣鳥賦、不奇驚耳、春天群鳥發音、竹村之間尤來馴賦」（嘉禎元年二月二十一日条）と、鶴鳴きを耳にした定家が、「鷓鴣鳥賦」を想起する件等が散見するのである。さらに、詠作においても『文選』の影響がみられることは、先学によつて繰り返し言及されているところであり、定家と『文選』との関わりは、浅からぬものであつたと思ひい。

## 二 定家の「歎逝賦」受容

（資料3）『文選』「歎逝賦」

歎逝賦一首 並序 陸士衡

昔每聞長老追計平生同時親故、或凋落已尽、或僅有存者、余年方四十、而懿親戚属亡多存寡、昵交密友亦不半在、或曾共遊一塗同宴一室、十年之外索然已尽、以是思哀、可知矣、乃為賦曰、

(中略)

悲夫川閨水以成川、水滔々而日度、世閨人而為世、人冉冉而行  
暮、人何世而弗新、世何人之能故、野每春其必華、草無朝而遺  
露、經終古而常然、率品物其如素、譬日及之在条、恒雖尽而不  
悟、(中略)

居充堂而衍宇、行連駕而比軒、弥年時其詎幾、夫何往而不殘、  
或冥邈而既尽、或寥廓而僅半、信松茂而柏悅、嗟芝焚而蕙歎、  
苟性命之弗殊、豈同波而異瀾(中略) 步寒林以悽惻、玩春翹而  
有思、(後略)

(本文は、九条家本『文選』写真版を許に私に翻刻、但し振り仮名等は省略した)

本稿で言及する表現を中心に「歎逝賦」を引用した。「歎逝賦」序によると、陸機が四十歳を迎え、「而懿親戚属亡多存寡、昵交密友亦不半在」と、ふと気づけば親戚や親しい友人達が次々と亡くなってしまうっており、あらためて人の命の短さを痛感し、この詩を賦したとする。以下、(中略)部分「嗟人生之短期、孰長年之能執」が示す如く、人の世のはかなさに対する哀傷がこの詩全体の一貫した主題として表されているのである。では、相応の分量のある「歎逝賦」を、定家はどのように自身の著作に取り入れているのであろうか。まずは『明月記』からみてみよう。

(資料4) 承元二年正月七日条

七日、天晴、(中略) 今日人々云、從三位平親國卿薨、經職事并

官藏人頭、預三位推叙、又以短命歎、或云、散位之怨辭、時而不休、心肝摧尽終命云々、芝焚蕙歎、可悲事歎、(後略)

承元二年(一一〇八)、定家四十七歳の記事である。傍線①には、この日亡くなった平親國の閨歴が記されている。親國は、後白河院に近侍していたが、治承三年(一一七九)十一月の平清盛のクーデターに際し解官、後に弁官、藏人等を経て建永元年(一一二〇)十二月二十日に四十三歳で從三位(非參議)に任じられている。

この話題に関連して、傍線②の如く、親國の死の原因が散位だったことへの「怨辭」であったという風聞が書き留められている。そして、親國死去にまつわる風聞への定家の評として、傍線③に「芝焚蕙歎」と記されているのである。「歎逝賦」において、「芝焚而蕙歎」は、「松茂而柏悅」と対句になっており、同類相哀れむという意味合いで用いられている。

さて、先述したように、『明月記』には、親國が散位であったことを不服とし、その為、最後には「心肝摧尽終命」—命を落としたと記述されている。この頃の定家は、後鳥羽院の側に仕え、歌人としては大いに活躍していたが、官位の間では必ずしも順調とは言えなかった。正治二年(一一〇〇)十月に三十九歳で正四位下に、建仁二年(一一二〇)閏十月に四十一歳で左近衛権中将に任じられて以来、この年まで停滞したままだった。定家がこういった状況に満足していなかったことは、例えば、この年の七月に任藏人頭を望み奔走していることから伺える。

そういうつた中で、親国の「散位之怨辭、時而不休、心肝摧尽終命」という風聞を耳にしたのであつた。定家にとつては、とても他人事とは思えなかつたであろう。自分の中にも常にくすぶっている任官への不満を思い合わせたに違いない。官位への不満を抱いたまま亡くなつたといわれる親国に、自身を重ね合わせた定家の心情が、「芝焚蕙歎」から、読み取れるのである。

この後も「芝焚而蕙歎」は、しばしば『明月記』に引用されている。嘉祿三年（安貞元年）（一一二七）、定家六十六歳の時には、定家が、前摂政九条道家邸を訪れ、源兼時死去の報に触れた際に、「十余年之間、水魚之交、同僚之好」と哀慟し、「悲歎銘肝、芝焚蕙歎之謂歎」（十月十一日条）と記している。兼時は、『明月記』嘉祿二年（一一二六）三月二十五日条には、「入道（兼時朝臣）」とみえ、この頃には既に出家していた。長年同じ官人として出仕していた者としては、悲しむべき事であつたのであろう。定家は、うち続く周囲の人々の死の前にして、陸機が「歎逝賦」で賦した心情を、我が想いと重ね合わせたものと思われる。

また、寛喜元年（一一二九）六月二十七日条では、人づてに「前宮内卿」藤原家隆の家に強盗が押し入つたことを聞いた定家が、「不嫌原憲貧老芝焚蕙歎」と記述している。定家は、孔子の弟子原憲が清貧をいとわなかつたという「莊子」（雜篇・讓王第二十八）の故事と、「歎逝賦」の文言を引いて、同じ藤原氏でもあり、新古今歌人として共に活躍した家隆の災難に対して、大いに憐憫の情を催して

いるのである。

さて、『明月記』における「歎逝賦」からの直接的な詩句引用の例は、上記の「芝焚而蕙歎」引用に限られる。語句のレベルでは、「歳寒識松柏之後凋」（建暦元年十二月二十三日条）、「入夜庭雪未消、寒月映光、卷簾催閑望、親故凋零、而老淚独灑」（建保元年十二月八日条）、「微陽没寒林」（寛喜元年十二月十八日条）、「雖沫泡之世、見住如松柏而無其凋、向後雖無馮、只承殿無御志却由許也」（寛喜二年六月十二日条）と、（資料3）「歎逝賦」傍線1、傍線6、傍線8との一致が見て取れるが、直接的な影響関係までは看取できない。

では、『明月記』から目を転じて、さらに「歎逝賦」引用の例をあげてみよう。（資料5）は、『順徳院百首』九十八番歌、及びそれに付せられた定家の評詞である。

（資料5）『順徳院百首』九十八番歌（本文は「新編国歌大観」）

きくた<sup>レ</sup>びにあはれとばかりいひすてて幾世の人の夢をみつらむ  
陸士<sup>（ト）</sup>衡<sup>（ト）</sup>四十之歎逝、蜜友<sup>（ト）</sup>不半在、老桑門八句之懐旧、故人悉凋落、心中弥難忍候

本百首は、承久の乱で佐渡に流された順徳院が、貞永元年（一一三二）に詠出し、後に定家と、隠岐に流された父後鳥羽院の許に、判を請うために送られた。定家の評詞は、現存する伝本の複数に存する奥書から、嘉禎三年（一一三七）十月定家七十六歳の時に付され、佐渡の順徳院の許に送られた。

当該歌について、定家は合点を付した上で、承久の乱から十余年

を遠所で過し、図らずも嘉禎三年で四十一歳となる院の心情を一方では推し量り、また、傍線4の如く、旧友の多くが亡くなり、まもなく「八句」を迎えようとする定家自身の孤老の心情を併せて吐露しているのである。<sup>173</sup>

以上、「歎逝賦」詩句引用の例を抽出した。これらの例から、定家の「歎逝賦」引用は、特定の詩句のみに限って行われていたことが確認される。

### 三 『明文抄』の「歎逝賦」

ところで、平安時代に、源為憲による『世俗諺文』が成立して以降、中国の名言・名句を集成した類書が盛んに編纂された。定家の生きた鎌倉時代初期から中期にかけても、定家の主家藤原良経撰といわれる『玉函秘抄』や、菅原為長による『管籥抄』、或いは藤原孝範編の『明文抄』等といった、『明月記』中にもその名がみえる定家周辺の人物達によって、立て続けに類書が編纂されているのである。その中で、藤原孝範編の類書『明文抄』には、「歎逝賦」の詩句が、以下の如く採られている。

(資料6)『明文抄』・四(本文は、遠藤光正氏『類書の伝来と明文抄の研究』(あさま書房 昭59)所収神宮文庫本明文抄の影印を許に翻刻)

松茂而柏悦、<sup>174</sup> 芝焚而蕙歎、<sup>175</sup> 文……(中略)

懿親戚属亡多存寡、昵交密友亦不在、或所曾共遊一塗同宴一

室、十年之外索然已尽、<sup>176</sup>

悲夫川関水以成川、水滔々而日度、世関人而為世、人冉々而行

衰、<sup>177</sup>

人何世而弗新、世何人能故、<sup>178</sup> 同野每春其必華、草無朝而遺露、

同 辟日及之在条、恒雖尽而不悟、<sup>179</sup> 同(後略)

先にみた『明月記』及び『順徳院百首』の評詞における「歎逝賦」詩句引用の内、「芝焚蕙歎」及び(資料5)傍線3については、それぞれ(資料6)傍線2、傍線3の如く、『明文抄』にも確認できる。

一方で、(資料5)傍線4の「故人悉凋落」という文言は、『明文抄』にはみえず、(資料3)「歎逝賦」の傍線1「親故、或凋落已尽」を踏まえた表現と思しい。

ここまでの考察結果をまとめると以下のようなようになろう。

①「歎逝賦」引用は、極めて限られた詩句について行われていた。  
②それらの引用詩句は、同時代に成立した類書『明文抄』所収部分と多く重なる。

③しかしながら、『順徳院百首』の評詞を細かく検討すると、『明文抄』には未載の表現をも踏まえており、このような点から定家は「歎逝賦」そのものを学習していたと推測される。

### 結

定家の著作に散見する「歎逝賦」詩句引用の例から、彼が「歎逝賦」そのものを目にしていたであろうことは、おそらく動くまい。

しかし、これも先に確認したように、定家が「歎逝賦」から援用した表現は、ごく限られたものであり、『方丈記』が冒頭部の叙述にあたって大きな影響を受け、『明文抄』も所載した表現に関しては、定家は一切引用していなかった。

細野氏は、『方丈記』前後の諸作品における無常のとらえ方を、「作者の実感をもとにしたもので、きわめて自然ではあるけれども、半面、単純であることも否定できない」と捉えた上で、「表面は変わらぬように見えていて、実はその中で個々のものは流転してやまず、絶えず変化していくのだという観点から無常をとらえようとする」『方丈記』冒頭部を、「かなりの特色があると言わねばならない」と指摘された<sup>1)</sup>。

最後に、「歎逝賦」引用に関連して、『明月記』元仁二年（嘉禄元年）（一二二五）から一例あげよう。

（資料7）元仁二年二月二十九日条（一）は活字本で補った

廿九日、天快晴、暑初催、鶏鳴以後帰落、於山階日出、往還之間、社頭路次花盛之最中也、田夫樵父悉挿一枝、桃李（淺深）又満望、過白河辺、只有懐旧之思、昔（与旧遊）翫花之所、時移事去、花猶每春不回、（古木）折尽、堂宇滅亡、新豊遺民只有一身、（依）恐暮齡之身、不能暫眺望帰廬、（後略）

当該記事には、日吉社参詣からの帰途、白河辺りの「古木折尽、堂宇滅亡」の様子を目的にしている、定家の懐旧の情が記述されている。「時移事去」（『長恨歌伝』）「新豊遺民只有一身」（『白氏文集』）

「新豊折臂翁」等、行文には詩語が散りばめられている。その中で、「昔与旧遊翫花之所」の荒廃に対して、定家は「花猶每春不回」ることを引き合いに、無常の念を記述している。

一方、「歎逝賦」は、（資料3）傍線5「野每春其必華、草無朝而遺露」の如く、「華」を叙述する点では、（資料7）傍線部と同様であるが、「野」を主体とし、直前の「人何世而弗新、世何人之能故」を受ける形で、一見すると変わらない物も、内実は常に変化し続けているという叙述の流れで、無常を説いているのである。

このように、「歎逝賦」引用の実例を中心に定家の著作を辿ると、移ろいゆくものを契機として無常を感じる定家の姿が認められる一方で、一見すると普遍と思しき物の中に無常を認めようとする「歎逝賦」が見せた視点は、少なくとも今回扱った資料からは看取できなかった。

定家において、知識としては確実にあった「歎逝賦」の無常観を、彼は敢えて著作に取り込まなかったのか、或いは、自然に行文にあふれ出るまでに昇華されなかったのか、同時代の歌人達の無常観とも比較検討しながら、今後さらに追求してゆきたい。

※『明月記』の引用は、「冷泉家時雨亭叢書」（朝日新聞社）に自筆本が確認できる記事については、それに拠り、上記以外は、国書刊行会本に拠った。他の諸文献については、適宜底本を示した。字体は現行の活字体に改め、私に句読点、傍線等を付した箇所がある。

〔注〕

(1) 両作品の成立時期については、岩波書店『日本古典文学大辞典』参照。

(2) 宝永三年(一七〇六)成立『方丈記流水抄』は、「長明此賦に本づきて書出され侍ると見ゆ。十訓抄にもしか侍り」とする。

(3) 『方丈記』と『歎逝賦』(『国文学』10—9 昭40・7)。

(4) 源義春氏「方丈記注解ノート(一)——冒頭の文をめぐって——」

(『若屋ゼミ』(第二次) 11号 平10・3) 参照。

(5) 小川剛生氏「『明月記』(治承四五年)を読む」解説一、定家の

『文選』受容一斑(『明月記研究』5号 平12・11) 参照。

(6) 出典については、稲村栄一氏「訓注明月記」(松江今井書店 平

14) に指摘がみえる。

(7) 久保田淳氏「『明月記』に現れた藤原定家の漢才」(『新しい漢文

教育』1号 昭60・10) 参照。

(8) 長谷完治氏「漢詩文と定家の和歌」『語文』第26輯 昭41・7)、

久保田淳氏「訳注藤原定家全歌集」上下(河出書房新社 昭60、

61)、佐藤恒雄氏「藤原定家研究」(風間書房 平13) 第五章定

家の漢詩文受容(資料)藤原定家漢詩文受容和歌一覧等参照。

(9) 稲村氏前掲(6) 著書参照。

(10) 『明月記』承元二年七月六日条等。

(11) これらの例の内、建暦元年十二月二十三日条については、『論語』子罕「子云、歳寒、後知松柏之後彫」を踏まえた表現と思われる

る。また、建保元年十二月八日条は、佐藤氏前掲(8) 著書第  
五章第四節 明月記の中の白詩、十三に「この部分の末尾『親  
故凋零』は、白楽天『杪秋独夜』(卷六七・334) 詩のそれに拠  
っている」とある。

(12) 「新編国歌大観」解題、岩波『日本古典文学大辞典』等参照。

(13) 谷省吾氏「順徳天皇の御精神」(『神道研究』41—1 平5・1)

参照。

(14) 細野氏前掲(3) 論文参照。

(15) 佐藤氏前掲(8) 著書参照。

——ふじかわ・よしかず、広島大学大学院教務補佐員——